

# 一般社団法人戸田市薬剤師会役員選挙規定

(趣旨)

第1条 一般社団法人戸田市薬剤師会の役員(理事及び監事)の選挙は定款に定めるものの他、本規程によって行う。

(選挙管理委員会の設置)

第2条 選挙の事務を管理するため、本会に選挙管理委員会を設置する。

2 選挙管理委員会は総務委員会の現職理事以外の委員で構成する。

3 選挙管理委員の任期は、総務委員会に属する期間とする。

3 選挙管理委員の互選により選挙管理委員長を1名置く。

4 選挙管理本部は、選挙管理委員長の所属事務所とするが、他の委員の所属事務所が第3条の業務を行うのに適正と思われるときは、選挙管理委員長の名により当該事務所に本部を置くものとする。

(選挙管理委員会の業務)

第3条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

(1) 立候補(または推薦)の受付及び資格審査

(2) 立候補者(または推薦者)の告示

(3) 投票及び開票の管理

(4) 投票の有効または無効の判定

(5) 投票結果の報告

(6) その他選挙に必要な事項

(選挙期日等の告示)

第4条 選挙管理委員会は、第1条の選挙を行うときは、選挙を行う日の30日前までに、届出の受付期間、締切日時、その他選挙に関し必要な事項を選 挙本部に掲示するとともに会員に周知させるためにEメール、FAX等により全会員に案内するものとする。

(被選挙資格)

第5条 役員の被選挙資格は、選挙を行う日の60日前までに戸田市薬剤師会への入会手続きを完了している正会員とする。

(立候補の届出)

第6条 役員になろうとする会員は、第4条による告示の日から選挙を行う日の15日前までに、所定の書類を揃え、選挙管理委員会に届け出なければならない。

(候補者推薦の届け出)

第7条 役員候補者を推薦しようとする正会員は所定の書類に、2名以上が連署して、推薦することができる。ただし、同一会員が推薦できる候補者数は それぞれの選挙において選ぶべき員数を超えないものとする。

(立候補の辞退と推薦届の取り下げ)

第8条 立候補を届け出た会員は、その選挙が行われるまでに、本人が署名した書類により選挙管理委員会に届け出て、立候補を辞退することができる。

2 候補者の推薦を届け出た会員は、被推薦者の承諾を得て前項に準じて推薦届を取り下げることができる。

(候補者一覧表の作成と送付)

第9条 選挙管理委員会は、第6条または第7条による届出を締め切った時には直ちに一覧表を作成し、選挙管理本部に掲示するとともに、速やかに全会員にEメール等により送付しなければならない。

2 候補者一覧の記載順位はあいうえお順とする。

(投票方法)

第10条 選挙の方法は以下の通り

- (1) 立候補者と推薦者の合計が定員を超えないときは信任投票とし、○の記号を用いて連記無記名投票を行う。
- (2) 前項において選ぶべき員数が1名のときは単記無記名投票によって行う。
- (3) 定員を超える応募があった場合は、最大定員数を上限として、○の記号を用いて連記無記名投票を行う。
- (4) 投票用紙は投票日前日までに、返信用封筒と一緒に全会員に郵送され、選挙期間内に投票し、選挙管理本部に返送される手順をとる。
- (5) 選挙期間を過ぎて投票された投票用紙は、大規模災害等によりインフラが破綻した場合を除き無効とする。
- (6) 投票期間中に何らかの正当な理由により投票ができないことが予め分かっている場合は、選挙管理委員長の権限で選挙管理本部において期日前投票を行いことができる。しかし、当該措置は候補者確定後とする。

#### (当選者の決定)

第11条 開票後の当選者の決定は以下の通りとする。

- (1) 候補者が定員を超えない信任投票は、有効投票数の半数以上の信任を持って当選とする。
- (2) 候補者が定員を超えている場合は、○の投票の多い候補者から順に当選とする。ただし、有効投票数の半数以上の得票を得られた候補者に限るものとする。
- (3) 候補者が定員を超えている場合で、得票数が同数で票数による決定が困難な場合は、選挙管理本部において選挙管理委員長が当該候補者に事情を説明した上でくじ引きにて当選者を決定する。
- (4) 一つの事業者(法人)の候補者が全当選者数の半数を超えた場合には、選挙結果を無効とし、再び半数以下になるまで選挙を行う。その際の告示および選挙は、選挙管理委員長の権限で行う。

(選挙結果の告示)

第12条 選挙管理委員長は、当選者が確定した後選挙結果を全会員に送付しなければならない。

(総会での承認)

第13条 投票結果及び当選者は、総会での承認をもって有効とする。

(補欠選挙)

第14条 以下の場合、選挙管理委員会は補欠選挙を実施する。

- (1) 候補者が最小定員数に満たなかった場合。
- (2) 得票率が半数を割り、当選者が最小定員数に満たなかった場合。
- (3) 当選者の辞退、任期中の役員辞任等により役員に空席が発生し、会長が選挙を指示した場合。

(規定していない事項と疑義の処理)

第15条 本規定に定めていない事項、あるいは選挙に関する疑義は、現会長が選挙管理委員長の意見を聴き、理事会にかけ処理する。

附則

1 本規定は、平成31年3月1日から施行する。